

訪問看護ステーションきょうわ 利用料（介護保険）

1. 基本料金（訪問回数毎）

項 目	単 位	利用者様負担額		
		1 割	2割	3割
20分未満(短時間かつ頻回な処置が必要な時)	(介護予防) 303	345円	690円	1,035円
	(訪問看護) 314	358円	716円	1,074円
30分未満	(介護予防) 451	514円	1,028円	1,542円
	(訪問看護) 471	537円	1,074円	1,611円
30分以上60分未満	(介護予防) 794	905円	1,810円	2,715円
	(訪問看護) 823	938円	1,876円	2,814円
60分以上90分未満	(介護予防) 1,090	1,243円	2,486円	3,729円
	(訪問看護) 1,128	1,286円	2,572円	3,858円
理学療法士等の指定訪問看護(1回20分以上)	(介護予防) 284	324円	648円	972円
	(訪問看護) 294	335円	670円	1,005円
(1日2回を超える場合90/100を乗じる)	(訪問看護) 794	905円	1,810円	2,715円
早朝加算 (06:00～08:00)	25%加算			
夜間加算 (18:00～22:00)	25%加算			
深夜加算 (22:00～06:00)	50%加算			
定期・随時サービスと連携	(訪問看護) 2,961円	3,375円/月		

- ・ 厚生労働大臣が定める一単位の単価11.40円
- ・ 利用者負担額には、サービス提供体制強化加算6単位/回 7円（1回あたり）の加算を算定
- * キャンセル料 事前に連絡が無い場合などに請求する場合あり
- * 予定の訪問時間を1分過ぎますと、次の訪問単位になります。

2. 各種加算料金

項 目	単 位	利用者負担額		
		1 割	2割	3割
緊急時訪問看護加算 I	600	684円	1,368円	2,052円
	II	574	654円	1,308円
特別管理加算 I	500	570円	1,140円	1,710円
	II	250	285円	570円
複数名訪問加算1 (30分未満)	254	290円	580円	870円
	(30分以上)	402	458円	916円
複数名訪問加算2 (30分未満)	201	229円	458円	687円
	看護師と補助者 (30分以上)	317	361円	722円
長時間訪問看護加算	300	342円	684円	1,026円
ターミナルケア加算	2,500	2,850円	5,700円	8,550円
初回加算 I (管理加算あり)	350	399円	798円	1,197円
	II	300	342円	684円
退院時共同指導加算	600	684円	1,368円	2,052円
看護・介護職員連携強化加算	250	285円	570円	855円
サービス提供体制加算 (イ)	6	7円	14円	21円
	(ロ)	3	3円	9円
介護予防訪問看護 看護体制強化加算	100	114円	228円	342円
看護体制強化加算 I	550	627円	1,254円	1,881円
	II	200	228円	456円
口腔連携強化加算	50	57円	114円	171円
介護職員等処遇改善加算	所定単位数×1.8%加算			

- ・ 緊急時訪問看護加算（必要に応じて緊急訪問対応契約）
 24時間いつでも連絡ができ、状況に応じて訪問する体制
 ※月の内2回目以降の訪問が早朝・夜間・深夜の場合、算定
 (Ⅰ) 1.電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制
 2.緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合
 (Ⅱ) (Ⅰ)の1に該当する。
- ・ 特別管理加算
 (Ⅰ) 気管切開患者指導管理、留置カテーテルの状態の場合
 (Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等
- ・ 長時間（90分以上）の訪問加算
 特別管理加算対象者に1回の時間が90分を超える訪問看護を行った場合
- ・ ターミナルケア加算（在宅で看取りに必要なケアがなされた時）
 24時間連絡体制を確保し、死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合に加算が算定
- ・ 初回加算
 新規の利用者様、過去2ヶ月間(歴月)に当該訪問看護事業所から訪問看護を受けてない方
 要介護⇔要支援への区分変更の利用者
 (Ⅰ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院・施設などから退院又は退所した当日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合
 (Ⅱ) 同上で翌日以降に指定訪問看護事業所の看護師が初回の指定訪問看護を行った場合
- ・ 退院時共同指導加算
 入所・入院中の者が退所・退院にあたり、医師やその他の職員と共同で療養上の必要な指導を行った場合に算定 ※特別な管理加算がある場合は2回まで
 （指導内容を文書以外の方法で提供することを可能とする。）
- ・ 看護・介護職員連携強化加算
 訪問介護職員等に対して、痰の吸引等が円滑に行われるように計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応の助言、実施状況の確認やそれに準じた会議に出席した場合に算定
- ・ サービス提供体制加算
 事業所の体制強化と質の向上を目的とし、一定の基準を満たした場合に算定
 (イ) 看護師等のうち勤続7年以上の者の割合が30%以上
 (ロ) 看護師等のうち勤続3年以上の者の割合が30%以上
- ・ 看護体制強化加算（加算算定の場合は、お知らせいたします）
 在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応を強化する
- ・ 口腔連携強化加算
 口腔の健康状態の評価を実施した場合において利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として一月に一回に限り所定単価数を加算する
- ・ 介護職員等処遇改善加算（R8.6～）
 訪問看護師の人材確保、経営の安定、離職防止、賃上げを図る必要があると新設された